

『パナソニック ホームズ賃貸サポート』のご案内

- 【ご契約対象】
- ①登記がされている法人の本店
 - ②支配人登記のある支店
- 【ご契約条件】
- 初回保証加入料 : 毎月のお支払総額の50%
- 月額事務手数料 : 毎月のお支払総額の2%
- 連帯保証人 : 必須 (代表権を有する代表者)
- ※満20歳以上75歳以下
 - ※永住権を持ち、契約内容が理解でき日本語対応可能な方
- ※入居者は契約法人の従業員、内定者、代表者、代表者や従業員の家族
- ※月額賃料合計が3万円以上30万円以下の居住に賃貸物件
- ※家賃支払は原則、**口座振替限定**です。(希望により振込票対応も可能)
- ※月額事務手数料は、初回口座振替時よりご請求開始です。
- ※賃貸借契約更新月の月額事務手数料は、毎月のご請求金額+更新料の2%となります。
- 【必要書類】
- 謄本等 : 商業登記簿謄本 または 履歴事項証明書
- ※発行から3ヶ月以内のもの
- 連帯保証人の身分証明書
- ①運転免許証 ②健康保険証 ③パスポート
 - ④住民基本台帳カード のいずれか
- ※②健康保険証は、保険者番号等を塗りつぶしてください。
- ※マイナンバーカードはお受け付けできません。

Panasonic Homes

必ずお読みください

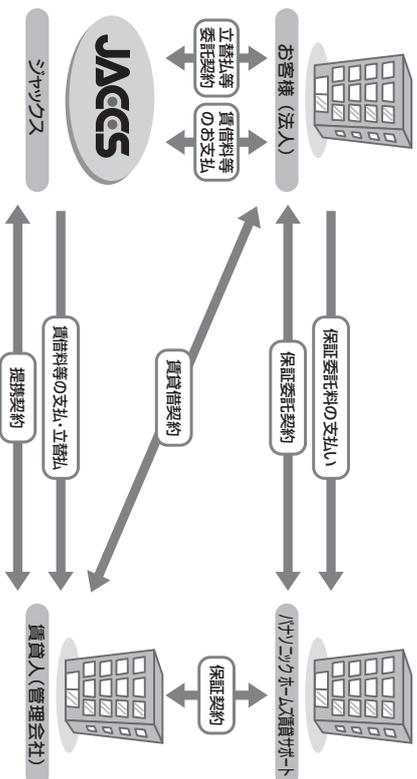
【「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」の概要について】

ご契約上の注意

この契約はお客様ご自身のものです。ご契約の際は「個人情報取扱の取扱い」に関する同意条項、「契約約款」「保証委託契約約款」をよく読んでから十分納得した上で、ご記入・ご捺印ください。各義貸しは絶対にやめましょう。各書面は、契約の内容を明らかにした書面になりますので、大切に保管してください。

「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」の概要について

連帯保証人代行サービスとは、賃貸借契約に必要な連帯保証人（パソニック ホームズ賃貸サポート株式会社（以下「パソニック ホームズ賃貸サポート」）がお引き受けするサービスです。家賃集金サービスとは、賃借料等を株式会社ジャックス（以下「ジャックス」）がお客様の口座より口座振替にて集金し、賃借人または管理会社に支払うことおよびお客様が賃借料等を遅延された場合にも一定期間立替払いするサービスで、法人の従業員、内定者等の居住用物件が対象であり、店舗・事務所等で使用する物件は対象外となります。お客様には、入居申込みと同時に両方のサービスにお申込みいただけます。なお、連帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービスの申込みについては、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。



月々の賃借料等のお支払いについて

毎月27日に翌月分の賃借料等をご指定の口座よりジャックスが引落しいたします。口座には、26日までにご入金ください。（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日がお引落日となります。）なお、毎月賃借料等の請求の通知については、請求書を発行いたしません。*初回と翌月のみ請求書を発行いたします。

ご注意ください

お客様にお届けする「ご利用代金請求明細書」のご利用年月日は当月5日と表示されます。

例 4月27日引落し → 5月分家賃

「ご利用代金請求明細書」の利用年月日は4月5日となります。

保証委託契約・保証委託料/ジャックス月額事務手数料について

利用対象	パソニック ホームズ不動産株式会社が管理する居住用マンション・アパートの賃貸借契約をされる法人
連帯保証人	法人の代表者
初回保証委託料	月額賃借料等の50%
ジャックス事務手数料	月額賃借料等の2.0%

【ご注意ください】

※初回保証委託料はパソニック ホームズ賃貸サポート指定の方法により、お支払いいただけます。
 ※ご契約後の初回保証委託料の返金は応じかねますのでご了承ください。

家賃のお支払等に関するお問い合わせ先

ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9:30～17:30 ※年末年始を除く）
 〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル
 電話番号 0570-002277

※自動音声に従って、サービスコード「82」（その他問い合わせ）をタッチしてください。
 オペレーターがご案内いたします。
 ※電話番号はお間違いのないようおかけください。
 ※お問い合わせのお電話は、ご本人様よりお願いいたします。
 ※通話料はお客様の負担となります。

保証委託契約に関するお問い合わせ先

パソニック ホームズ賃貸サポート株式会社 TEL 03-5909-0327
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地新宿ビル

①お申込者（契約者）様・連帯保証人予定者（連帯保証人）様
 ※原本はお申込者様、写しは連帯保証人予定者様へお渡しください。

個人情報取扱に関する同意事項(法人用)

② お申込者(契約者)様・連帯保証人(連帯保証人)様

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

(1) 申込者(契約者)は、以下(私)と(以下)個人情報(契約者)及び連帯保証人(連帯保証人) (以下)連帯保証人(以下)は株式会社ジャックス(以下)当社と(以下)当立委託委託契約(本申込みを含む)以下(本契約)との与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報(以下)これらを締結した個人情報(以下)を保護措置を講じた上で、当社が収集すること(映像、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含有)並びに当社が定める期間(以下)各条項(以下)本規約)と(以下)に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。①(私)に当人があつては、代表者)及び法人の経営を支配又はその法人の経営に実質的に関与するものを(以下)を含みます。②(以下)本条各(以下)及び連帯保証人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住所、メールアドレス、パスワード等、本人を特定するための情報(本契約締結後、当社が私及び連帯保証人から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことに)より知り得た変更情報を含む。③(以下)本規約)に(以下)契約)ご利用の店名、商品名、契約内容、支払方法、振替口座④(以下)本規約)に(以下)利用の店名、商品名、月々の返済状況(本契約)に(以下)私及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払滞上における支払能力を調査するため、私及び連帯保証人が申告した私及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集・保有・管理するクレジットカード及び連帯保証人の履歴、返済状況(本契約)に関し、当社が必要と認められた場合に、取得し、内容を確認し記録することにより又は与し取得することにより得た記載内容情報(法令等に基づき、私及び連帯保証人が提出した収入証明書等の記載内容情報)の電話番号、住宅地図、登記簿謄本、官報等の一般に公開されている情報(当社届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報(私)が当社のみ、ホームページ、お問い合わせの閲覧、パスワードご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種別、位置情報等)

(2) 私及び連帯保証人は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業(以下)委託(債権譲渡を含む)する場合に、当該個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することに同意します。

(3) 私及び連帯保証人は、当社が本契約の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

(4) 私及び連帯保証人は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。

① 法令(強制力を伴っている場合)に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。

(5) 私及び連帯保証人は、本契約に基づく清算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が(1)①②(当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。)の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は貸與人に提供することに同意します。

(6) 私及び連帯保証人は、貸与物件の退去時におきたる最終支払債権等の精算のため、当社が(1)③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は貸與人に提供し利用することに同意します。

(7) 私及び連帯保証人は、私が当社に対する申込書記載の月額賃借料合計額の支払いを滞滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、当社が(1)①②③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は貸與人に対して提供し利用することに同意します。

※ 原本はお申込者様、写しは連帯保証人予定者様にお渡しください。

第2条(個人情報の与信等の目的以外の利用)

私及び連帯保証人は、当社が下記(1)の個人情報を利用し、電子メール、インターネット、ファクス、電話、SMS(ショートメッセージサービス)、その他インターネット上の連絡等により案内することに同意します。①当社が利用する市場調査、商品開発、商品、サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに関する営業案内。②当社以外の第三者から委託して行う当該第三者の商品・サービス等の営業案内に利用するため。③当社の情報処理サービス事業(サービスマ集計、分析等)から委託する場合を含む。)における市場調査・商品開発、商品・サービス情報

の提供、宣伝物、印刷物の送付に利用するため。④当社が提携先企業等から委託する場合を含む。)における市場調査・商品開発、商品・サービス情報

※ なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(URLは、<https://www.jaccs.co.jp/>)をご覧ください。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1) 私及び連帯保証人は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力、返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私及び連帯保証人の個人情報(同機

関の加盟企業に基づいて登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官

報情報、電話帳記載の情報など)同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録

されている場合に、当該同機関が貸付先及び貸付先等により、私及び連帯保証人の支払能

力、返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に

限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 私及び連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社

の加盟する個人信用情報機関に別表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信

用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会社により、私及び連

帯保証人の支払能力、返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称(住所、問合わせ電話番号)は下記のとおり

です。また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合

は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ブローヤードビル5F

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

〒100-0014 東京都中央区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

〒110-0014 東京都中央区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

●株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設

しているホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

〒110-0014 東京都中央区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

●株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設

しているホームページをご覧ください。

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおり

です。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

URL (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/c/>)

●全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

(5) 上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおり

です。

1) 株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電

話番号、運転免許証等の記号番号等) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸

付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量、支払回数等)、返済状況に

関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消

等)及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、

債権譲渡等)の全部又は一部となりま

2) 株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電

話番号、運転免許証等の記号番号等) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸

付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量、支払回数等)、返済状況に

関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消

等)及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、

債権譲渡等)の全部又は一部となりま

別表1	登録情報	①本契約に係る申込	②本契約に係る客観	③本契約に係る債務
会社名	株式会社シー・アイ・シー	当社が個人信用情報機関に照会した日か	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
株式会	株式会社シー・アイ・シー	当社が個人信用情報機関に照会した日か	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
登録期	株式会社シー・アイ・シー	当社が個人信用情報機関に照会した日か	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
間	株式会社シー・アイ・シー	当社が個人信用情報機関に照会した日か	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内

第4条(個人情報の第三者への提供・利用)

(1) 私及び連帯保証人は、当社が下記(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、下記(1)の個人情報を利用する場合。

1) ①(貸付代理店業務における宣伝物等、営業案内に利用するため)②(各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するため)③(電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため)

利用会社名：ジャックス・トーナル・サービス株式会社

〒140-8671 東京都品川区東品川14-12-1品川シーサイドプラザタワー

TEL 03-6311-7331 E-mail: info@its-web.co.jp

2) サービス事業、オートモーティブ事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。

利用会社名：ジャックス・サービス株式会社

〒140-8517 東京都品川区東品川14-12-1品川シーサイドプラザタワー

TEL 03-6327-2200

(2) 上記(1)記載の関係会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年以内とします。なお、上記(1)記載の関係会社における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 私及び連帯保証人は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合は、第3条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてはお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(URLは、<https://www.jaccs.co.jp/>)によりお知らせしております。②個人信用情報機関の開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。③当社の関係会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社にご連絡してください。

(2) (万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合)には、当社は、速やかに訂正又は削除に努めます。

第6条(本規約に不同意の場合)

当社が私及び連帯保証人が本契約の必要な記載事項(契約書表面で私及び連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありま

せん。

第7条(利用・提供中止の申出)

本規約第2条(4)第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社の利用、他社への提供を中止する措置をとりま

第8条(個人情報の取扱に関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等につきましては、下記までお願いいたします。

ジャックス・カスタマーセンター(営業時間 9:30~17:30 ※年末年始を除く)

0570-002277

〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田B5丁目ビル

第9条(契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込み書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条(本規約の変更)

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要範囲内で変更できるものとします。

○お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、与信判断・債権管理のため、ジャックスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟と営業業者及び当該機関と提携する他個人信用情報機関の加盟と営業業者により利用されます。

○個人情報の取扱に関する同意事項(第2条、第4条)について同意されない場合は、同第7条に基づきお断りさせていただきます。

加盟店様ご記入欄
※必ずご記入ください

会員番号 050247

私(お申込者(契約者含む))及び連帯保証人(連帯保証人含む)は、以下(お申込みに関するお客さまお取書面)「債票管理番号」J881021(20241201)を確かに受領しました。
私(お申込者(契約者含む))は、おのの別紙「債票管理番号」J881021(20241201)の条項に同意の上、申込み(契約者)をします。
私(お申込者(契約者含む))は、本申込に係る債票の管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意するものとします。

「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」申込書兼契約書

お客様がお申込(ご契約)される会社名
(保証委託契約)
パナソニックホームズ賃貸サポート株式会社
(立替私委託契約)
株式会社ソナックス



⑤ 原本→ソナックス用

お申込者(お申込者含む)及び連帯保証人(連帯保証人含む)は、以下(お申込みに関するお客さまお取書面)「債票管理番号」J881021(20241201)を確かに受領しました。
確認欄 [受取書面] 1.連帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービス申込書表紙 2.個人情報の取扱いに関する同意条項 3.お申込みの内容 4.連帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービス申込書兼契約書 5.保証委託契約

申込区分
 新規申込
 代表者変更 ※必ず会員番号をご記入下さい!
(会員番号: 0-50247-)
入居者
 従業員(内定者含む)
 代表者
 代表者のご家族(続柄:)

法人名
所在地
法人
代表者名
代表者生年月日
代表者自宅住所
設立年月
資本金
代表者電話番号
従業員数
住所
電話番号
担当氏名

借入物件
所在地
名称(氏名)
住所
TEL
入居予定日
借借期間
自 20 年 月 日 至 20 年 月 日
① 家賃
② 共益費・管理費等
③ 駐車場使用料等
④ 水道・ガス料金等
⑤
⑥
⑦ 月額賃借料等合計額
⑧ 事務手数料
上記⑦×2.0%の少数第1位までご記入ください。

連絡先窓
※明細書をごちらへ送付する場合はチェック
住所
電話番号
明細書をごちらへ送付する場合は、別途確認書類をいたしてください。

お支払方法・振込みを希望
立替月数
10ヶ月分
パナソニックホームズ賃貸サポート
初回保証委託料
パナソニックホームズ
賃貸サポート
初回保証委託料
円

連帯保証人(連帯保証人予定者)
お名前(自筆)
ご契約(お申込み)する法人との関係
自住宅所
世帯状況
勤続年数
性別
生年月日
生年月日
年収
自己所有
家族所有
世帯の住宅ローン
貴族
社宅・官舎

【お支払方法について】
⑥ 枚目の口座振替依頼書へご記入・ご捺印の上必ず本書面とセットでご提出ください。口座は法人名義のみとなります。
管理会社
パナソニックホームズ不動産株式会社
印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

※写し→お申込者(契約者)様、連帯保証人(連帯保証人)様、賃貸人様へお渡しください。
J881021(20241201)

20 年 月 日

ジャックス使用欄

加盟店様ご記入欄
*必ずご記入ください。

会員番号 050247

(店コード)

会社名 (株)ジャックス
料金等種類 クレジット代金

ご契約者
フリガナ
代表者名
フリガナ
代表電話番号

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(印) (ジャックス利用代金)

私は株式会社ジャックスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。
振替日 払込日 毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)

金融機関の口座銀行
フリガナ
銀行 信用金庫 銀行組合 専攻(労働金庫)
支店 営業所 出張所
店 郵便局
〒
〒
〒
〒
〒

預金種目 1.普通・総合 2.当座 口座番号

*預金種目が未記入の場合、普通・総合となります。
*口座番号は右からつめてご記入ください。

金融機関の口座銀行
フリガナ
銀行 信用金庫 銀行組合 専攻(労働金庫)
支店 営業所 出張所
店 郵便局
〒
〒
〒
〒
〒

預金種目 1.普通・総合 2.当座 口座番号

契約コード 記号 番号(右からつめてご記入ください)

3 4

払込先口座番号 00170-6-42169 払込先加入者名 株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。 *欄は通帳の記号のあとにハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

ゆうちょ銀行の番号は末尾が1となります。

フリガナ
お届出印

*法人の場合は社名、代表者役名、代表者名を省略せずに記入してください。
*金融機関へのお届出印がネット取引の場合はネットをお届出印欄に記入してください。

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合・ゆうちょ銀行は除く)

1. 私たちが払ふ送料等類について、貴行に請求書を送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引渡すうえにお支払いください。
2. 預金の引渡しにあたっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替られても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. 上記会員番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われても、ご入力済みではありません。
6. この預金口座振替にご入力に紛争が生じても、貴行の責に帰するものを除き、すべて株式会社ジャックスとの間において解決するものとし、貴行にはご迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

1.印鑑相違
2.印鑑不明
3.預金種目相違
4.口座番号相違
5.名義人相違

6.預金取引なし
7.支店名相違
8.その他
9.その他

換印 印鑑照合 受付印

*預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、左記該当欄前に○印をつけ至急株式会社ジャックスへご連絡ください。
〒804-0067 福岡県北九州市戸畑区 汐井町11-6 ウェルとびた 株式会社TMJ 9階 株式会社ジャックス 口座振替係 宛

お取扱いできる金融機関

- 都市銀行 ……全銀行・全本支店取扱い出来ます。
- 地方銀行 ……全銀行・全本支店取扱い出来ます。
- 信用金庫 ……全信用金庫・全本支店取扱い出来ます。
- 信用組合 ……一部の信用組合で取扱いができません。詳しくはジャックスのホームページに掲載しております。「お取り扱い金融機関一覧」をご確認ください。
<https://www.jacccs.co.jp/business/syudai/kouzafurikaekinyukikan.html>
- 農協 ……一部の農協で取扱いができません。詳しくはジャックスのホームページに掲載しております。「お取り扱い金融機関一覧」をご確認ください。
<https://www.jacccs.co.jp/business/syudai/kouzafurikaekinyukikan.html>
- 労働金庫 ……全国の労働金庫で取扱い出来ます。
- ゆうちょ銀行 ……全国のゆうちょ銀行で取扱い出来ます。

お知らせ

- 口座振替(自動引落し)は毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)となっております。預金口座へのご入金には26日までにお願いたします。
- 引落後の通帳には、ジャックス、JACCS、クレジット等で記帳されますので、ご了承ください。

ご記入例・ご注意

金融機関のお届け印を
ご捺印ください。
(金融機関で受付されない例)

お届け印「捺印」欄には通帳をご覧の上、お届け印を必ずご捺印ください。

不鮮明 重ね印 はみ出し

「支店名」は通帳をご覧のうえ、正式名称をご記入ください。

ご記入事項を訂正される場合は必ず訂正印(お届出印)をご使用ください。い)を捺印願います。

金融機関の口座銀行
フリガナ
銀行 信用金庫 銀行組合 専攻(労働金庫)
支店 営業所 出張所
店 郵便局
〒
〒
〒
〒
〒

預金種目 ①普通 総合 2.当座 口座番号

1 2 3 4 5 6 7 8

1 2 3 4 5 6 7

フリガナ ジャックス フトワサン

お届出印

*法人の場合は社名、代表者役名、代表者名を省略せずに記入してください。
*金融機関へのお届出印がネット取引の場合はネットをお届出印欄に記入してください。

(株)ジャックス 不動産

賃貸保証約款

「賃貸人」が、不動産株式会社もしくは賃貸人(以下これを総称して「甲」といふ。)と「借主」が、不動産株式会社(以下「乙」といふ。)とは、甲と借主(以下「丙」といふ。)との間で締結された、表面記載の居住用賃貸物件(以下「本物件」といふ。)にかかる賃貸借契約(以下「原契約」といふ。)に「関連し、乙が、原契約の借借人である丙の債務を保証すること」を内容として本賃貸保証契約(以下「本契約」といふ。)を締結する。

第1条(総則)

1.本契約は、甲が株式会社「賃貸人」が実施する賃貸借料等の立替払に関する基本契約(以下「立替払等委託契約」といふ。)の契約者であり、かつ、丙が立替払等委託契約を利用することを前提とする。

2.本契約は、必要事項が記載された賃貸保証契約書を甲が受領した時点で成立するものとする。

3.本契約は、原契約に関して甲が株式会社「借主」の間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、丙が甲を介して乙に対し、原契約に関して締結された乙丙間の保証委託契約に基づき保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点で効力が発生する。

第2条(保証期間と更新)

1.本契約期間(以下「保証期間」といふ。)は、原契約の締結から原契約目的物の明渡が終了した時までとする。ただし、前述3項記載の通り、本契約の効力発生時点は、あくまで甲が株式会社「借主」の間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、丙が甲を介して乙に対し、本契約に基づき保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点とする。

2.以下に定める事由のいずれかが発生した場合、そのときをもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき乙の書面による承諾があった場合にはこの限りでない。

- ①本物件の用途が居住用から他の用途に変更された場合(相統等包括承継を除く)
②本物件の用途が第三者に移動した場合(相統等包括承継を除く)
③原契約の借主が「借借権」の譲渡、転貸等がなされた場合、または本物件の内容が第三者に追加・変更があった場合。
④原契約内容に重大な変更があった場合。

第3条(保証の範囲)

1.乙は、甲に対し、丙が甲に対して負担すべき債務のうち、次の各号記載の債務について連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾する。

- ①賃料等及び更新料の滞納分(但し賃料の14ヶ月分を上限とする)。
②原契約に基づいて丙が負担する。水道料金、光熱費、町内会費、甲が収納を受託している費用(以下「要助費」といふ。)の滞納分。
③原契約が終了した場合に生じる、解除後本物件明渡までの間の賃料等相当損害金。
④甲が原契約を解除する正当な理由が存在すると乙が判断する場合において、本物件の明渡しまでに要する費用(通知、支払承諾書、訴訟その他法的手続きに必要な費用)として、甲が乙の承認を得た場合の法的(弁護士費用を含む)。
⑤原状回復費用(ただし、国土交通省が平成22年8月に発表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」に準拠して丙が負担することが合理的であると乙が判断した範囲)の費用のうち、甲が未だ丙その他の第三者から弁済を受けていない費用であり、かつ乙が指定した書式及び手続にて乙に報告された費用に限る。以下同旨。)
⑥原契約に基づき、丙が甲に支払う義務を負う早期解約の違約金、早期解約とは原契約の期間開始日から1年以内になされた解約をいふものとする(更新後は対象外とする)。但し、甲が乙の承諾なく丙へ敷金等の預り金を返還した場合には、乙は早期解約の違約金の保証(債務)の履行義務を免れるものとする。
⑦原契約に基づき賃借人が賃貸人に支払う義務を負う再契約料。

- ⑧解約予告義務違反の損害金
⑨賃借人の責に帰すべき鍵の交換費用
2.前項の規定にかかわらず、甲と株式会社「借主」の間の立替払等委託契約において、株式会社「借主」が立替払いを行った部分については、乙は、一切保証の責任を負わないものとする。
3.第一項⑥に基づき早期解約の違約金は次の各号を全て満たす

場合に限り保証債務に含まれるものとする。

- ①甲が甲に対し、原契約の解約届を提出すること。
②甲が示す支払期日までに履行なき場合、甲は乙に報告すること。
③甲が乙に対し、本契約終了日の属する月の翌々日15日迄に乙所定の書式により未納の報告、及び以下の書面を提出すること。
④賃貸借契約書の写し。
⑤解約の通知を証する書面。(但し敷金がない場合は不要。)
⑥借借人の転居先及び連絡先
4.乙は、次の各号における債務については、一切負わないものとする。
①滞納賃料等の遅延損害金
②戦争、地震、天然地災等不可抗力により生じた損害
③立替払等委託契約の利用が終了した場合、終了日以降に発生した債務(ただし、丙による賃料及び要助費の滞納額が累積で賃料等の合計10ヶ月分を超過したことに伴い立替払等委託契約が終了する場合を除く)
④本物件明渡し後の賃料等及び賃料等相当損害金その他本条第4項に含まれない債務

第4条(甲の義務)

- ①甲は、以下の義務を負う。
②甲が、本物件を第三者に売却するときは、事前に乙に書面にて報告すること。その他甲または丙の原契約上の地位が第三者に移転するときは、事前に乙に書面にて報告すること。
③甲は、直接乙に対し、指定の書面その他の通知方法にて家賃滞納発生報告を行うこと。
④甲は乙に対し、本物件の明渡し完了した日の属する月の翌月末日まで、乙が甲に対して負担すべき保証債務の総額の金額を通知すること。
⑤甲は、丙の債務不履行の原因とする明渡の際の物件立会い及び残置書類去時の手続きを依頼したときは、期限内に提出すること。
⑥甲は、乙が書類の提出を依頼したときは、期限内に提出すること。
⑦甲は、本契約の目的を達するに必要または適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して乙に交付すること。
⑧甲は、本物件の管理を委託している管理業者を提案する場合には、速やかに乙に対してその旨を記載した書面を提出すること。また、当該管理業者にその変更を届けさせる場合には、甲の責任において行うこと。
⑨甲は、乙が丙に対して行う事前求償及び求償権の行使に協力すること。

第5条(甲の権利)

- 1.甲は、立替払等委託契約を利用して、丙の毎月賃料等の請求データを、立替払等委託契約の契約内容に則り乙に送信しなければならぬ。
2.甲は丙より回収した初回保証料を乙の請求書に基づき、乙指定金融機関口座へ振込または納付しなければならない。
3.甲は、丙に賃料等の滞納が発生した場合には、当該賃料等の支払日の属する月の翌月15日まで乙に対しその旨を通知しなければならぬ。ただし、立替払等委託契約が終了するまでの期間に限っては、立替払等委託契約を委託する株式会社「借主」から、乙が直接当該債権を取得することに甲が同意する場合はこの限りではない。
4.甲は株式会社「借主」から乙に提供される原契約の家賃滞納に関する情報に基づき、丙が原契約に基づき家賃3ヶ月分以上の支払を遅延し、乙が要請した場合に、如何なる事情があつても乙の要請日より1ヶ月以内乙が指定した者を訴訟代理人と定め、建物明渡し等を請求する訴訟を委任するものとする。
5.委任された者は、丙に対して配達証明付内容証明郵便をもって、家賃3ヶ月分以上の支払遅延により賃貸借契約を解除する旨の通知を行うものとする。又、賃貸借契約書解除後1ヶ月経過したにもかかわらず丙が本物件を明け渡さない場合、丙に対して建物明渡し等を請求する訴訟を提起するものとする。
6.建物明渡し等を請求する訴訟において甲が勝訴したにもかかわらず丙が本物件を明け渡さない場合は、委任された者は丙に対し、本物件の明渡し執行の申し立てを行い、同時に動産執行の申し立てを行うものとする。

7.本条第1項から第6項までに定めるほか、甲は乙の履行すべき保証債務が滞りだすことを防止する

第6条(免責要件)

- 1.甲が、前条第一項の送信を怠ったとき、この場合、乙は、当該送信を怠った賃料等にかかる保証債務について、履行の責を負わない。
②甲が乙に対する前条第3項の通知を怠ったとき、この場合、乙は、当該通知を怠った滞納賃料等にかかる保証債務について、履行の責を負わない。ただし、立替払等委託契約が終了するまでの期間に限り前条第3項ただし書きの同意がなされた場合はこの限りではない。
③甲が前条第4項に定める義務を履行しなかった場合、乙は、この場合、乙は、かかる協力が行われなかったことにより拡大した保証債務に際し、甲または丙が乙に対して、保証引受の可否の判断に影響を与えうる事実について虚偽の説明を、またはかかる事実を説明しなかったとき、この場合、乙は本契約に基づき保証債務全部について、履行の責を負わない。
④甲が第4条に定める賃借人の義務を怠ったとき、この場合、乙は本契約に基づき保証債務全部について、履行の責を負わない。
⑤甲が乙に事故報告しているにもかかわらず乙の承諾なく支払計画を丙との間で取り交わしたとき、この場合、乙は本契約に基づき保証債務全部について、履行の責を負わない。
⑥甲が丙の債務不履行の存在を知りながら、賃貸保証委託契約を締結させた場合、この場合、乙は本契約に基づき保証債務全部について、履行の責を負わない。

第7条(滞納賃料等、損害金及び法的手数料費用等の支払時期)

- 1.本契約に基づき乙の甲に対する保証債務の支払時期は、本物件の明渡し完了した日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とする。ただし、本物件の明渡し完了日において、保証金の確定している保証債務がある場合は、当該保証債務に関しては、甲が乙に対し、当該保証債務の金額を通知した日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)を支払うものとする。
ただし、甲乙協議の上、別途書面を交わして、支払時期を変更できるものとする。

第8条(競渡担保)

- 1.丙は本契約に基づき乙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づき甲乙に対する敷金・保証金返還請求権を乙に譲り渡す。乙はこれを譲り受け、甲乙を甲は確認する。
2.丙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権について、乙以外の人への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。
第9条(再委託)
乙は、本契約に定める事務の一部を乙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。
第10条(原契約の変更)
甲は、原契約を変更する場合(ただし、賃料等の減額は除く。)には、事前に乙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、当該承諾がない書面に対しては効力を生じないものとする。

第11条(本契約の解除)

- 1.甲、株式会社「借主」または乙の何れか一方が、次の各号の何れかに該当する事由が発生した時は、甲または乙は本契約を解除できるものとする。
①金融機関との取引停止または手形形小切手不渡りしたとき
②甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、または相手方がしくは株式会社「借主」の信用状態に重大な変化が生じた場合
③破産、民事再生手続、特別清算、会社更生等の申し立てがあったとき
④営業を休止し、または解散したとき
⑤営業の継続が著しく困難と判断されたとき
2.甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、または相手方がしくは株式会社「借主」の信用状態に重大な変化が生じた場合、本契約を解除することができる。
3.本条第2項による本契約の解除によって解除した側に損害が生じた場合、解除による責を負うべき相手方はその損害を賠償するものとする。
第12条(反社会的勢力の排除)
1.甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。
①自らは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といふ。)ではないこと。
②自らは自らの役員及び従業員が反社会的勢力がなかったこと。
③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
④反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
⑤反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
⑥自らは第三者を脅迫的言動または暴力を用いる行為、脅迫または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
⑦相手方に対し第三者を脅迫的言動または暴力を用いる行為、脅迫または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
第13条(定期借家契約)
原契約が定期借家契約である場合には、以下の通りとする。
①原契約が中途解約を認めない場合において、原契約が中途解約されたにより、丙に違約金支払義務が発生する場合には、乙は丙の違約金支払義務のうち賃料の14ヶ月分を上限としてこれを保証するものとする。
②原契約終了後本物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」といふ。)を締結する場合、新規申込として、改めて賃貸保証契約の申込みが必要なく、かつ、その申込みに乙が承諾し、さらに甲が立替払等委託契約を改めて利用すると共に乙に対し保証委託料が支払われたことが乙が乙に対して確認されなければ、再契約に基づき丙が負担する債務について、乙の保証は発生しない。
第14条(原契約の信託関係保護)
丙の滞納した賃料等相当額を株式会社「借主」が甲に対し立替払を行なった事実及び乙の甲に対する保証債務履行の事実とは、丙間の原契約における信頼関係破壊の判断に影響を及ぼさず、丙による賃料等の滞納が3ヶ月に達したときは、上記立替払いの事実や保証債務履行の事実に関わらず、甲は原契約を解除することができる。

第15条(損害の賠償)

- 1.甲の過失により滞納の継続ができていなかった場合、または明渡しができなかった場合、その他者しく乙に損害を及ぼした場合に、甲は乙に対して乙の被った損害を賠償しなければならぬ。
第16条(甲)に対する乙の個人情報取得(利用)
乙は以下の利用目的の範囲内で甲の個人情報取得・利用し、甲はこれに同意する。
①本契約の履行、プログラムサービスの実施のため。
②本契約の履行に係る債権の求償または事前求償のため。
③その他上記載に付随する業務を遂行するため。
第17条(分離可能性)
本契約書の文言または条項の一部が無効または取消しとなった場合、当該無効または取消し部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。
第18条(管轄裁判所)
本契約に関する一切の紛争は、乙の本社または本部各支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。
第19条(協議事項)
本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、関係法規及び慣習等に依り、誠意を持って協議の上処理するものとする。
以上

同居人・緊急連絡先 確認書

配偶者・婚約者・親権者契約の子（学生）・親族など

ふりがな				契約者との 続柄	
氏名	男・女				
生年月日	西暦	年	月	日	(満 歳)
現住所	〒				都 道 府 県
電話番号	-				
勤務先 (学校)	名 称 :		業 種 :		
	所 在 地 :		勤続年数 : 年		
	TEL :		年 収 : 万円		

上記以外の同居人

ふりがな				契約者との 続柄	
氏名	男・女				
生年月日	西暦	年	月	日	(満 歳)
電話番号	-				
ふりがな				契約者との 続柄	
氏名	男・女				
生年月日	西暦	年	月	日	(満 歳)
電話番号	-				
ふりがな				契約者との 続柄	
氏名	男・女				
生年月日	西暦	年	月	日	(満 歳)
電話番号	-				

▼ 契約者の緊急連絡先 ▼

ふりがな				契約者との 続柄	
氏名	男・女				
生年月日	西暦	年	月	日	(満 歳)
現住所	〒				都 道 府 県
電話番号	-				

※お申込物件が既存物件の場合、ご署名・ご捺印の上ご返送下さい

既存物件入居申込承諾書

申込者は下記物件を申込みにあたり下記事項を熟読の上申し込むものとします。
ご了承いただきましたら、下記申込者欄にご署名・ご捺印をお願い致します。

1. キャンセルを前提としたお申込はできません。必ず現地確認をしてからお申込下さい。
2. 入居申込書記入事項は正確に全てご記入下さい。入居申込書に虚偽の記載があった場合は、ご契約当日であっても契約を解除する場合がございます。
3. 入居申込書及びその他申込時必要書類はお申込日より **2日以内** にすべてご記入の上、ご提出下さい。
提出なき場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。
4. 即入居可能物件は原則お申込日より **10日以内** での賃料発生になります。
また、退去予定及び改装中のお部屋に関しては、リフォーム完了後 **7日以内** に賃料発生とさせていただきます。
5. 審査の結果、弊社からお断りする場合がございます。
審査内容及び理由に関しては、一切申し上げることが出来かねますので、予めご了承下さい。
6. 鍵の交換及び室内害虫防除実施後の申込キャンセルは、契約の有無に関わらず費用のご請求をさせて頂くことを、予めご了承下さい。

年 月 日

物件名： 号室

申込者住所：

氏名： 印

管理会社 パナソニックホームズ不動産株式会社 神奈川第二営業所

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

パナソニック ホームズ不動産株式会社

1. 私は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

(1) 暴力団、(2) 暴力団員、(3) 暴力団準構成員、(4) 暴力団関係企業、
(5) 総会屋等 社会運動等標ぼうゴロ、(6) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、(7) その他前各号に準ずる者

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

3. 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、およびこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賃貸借契約が停止され、または解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。

年 月 日

住所： _____

署名： _____

安心入居サポート 加入申込書 兼 加入書

24時間・365日サポート

● 月額1,000円(税別)

私は会員規約に同意し、個人情報の取扱いに関して確認致しましたので、ジャパンベストハウス・システム株式会社の運営する安心入居サポートに申し込みを致します。

※月会費の為、日割りでの精算はできません。

■ 黒太枠内は、JBR NET専用ホームページのログイン時に必要となる項目です。

ご記入日 年 月 日

ご入居日 年 月 日

フリガナ	性別	1.男 2.女
お申込人氏名 (ご本人署名)	生年 月 日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成
	年 月 日	年 月 日
	印	
フリガナ	〒	号室
転居先 ご住所	フリガナ	
	マンション・アパート名	
	電話番号	携帯電話番号
	() ()	() ()

住まいの緊急トラブルサポートアプリ
Living Link

ご利用時に円滑な対応をする為、
電子会員証アプリ(ユーザーシジョン)
Living Linkのダウンロードを
お願い致します。



取り扱い店印

パナソニックホームズ不動産株式会社 神奈川営業所

担当者名:

(備考欄)

種別 858

フリガナ

申込区分 新規 変更

※同居している家族のみご記入下さい。

フリガナ	氏名	生年 月 日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	年 月 日
フリガナ	氏名	生年 月 日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	年 月 日
フリガナ	氏名	生年 月 日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	年 月 日
フリガナ	氏名	生年 月 日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	年 月 日

お問い合わせセンターダイヤル
0120-024-070

《個人情報の取り扱いについて》

販売店及びジャパンベストハウス・システム株式会社は本件事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。尚、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

- (1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供する為
- (2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供する為
- (3) (1)に於ける各種サービスのご提供後に、メンテナンス、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際の為
- (4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えする為

尚、次に掲げる場合、範囲外であっても利用または外部に提供する場合があります。

- ・お客様が同意されている場合
- ・個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合

運営会社:ジャパンベストハウス・システム株式会社

日常生活のお困りごとを幅広くサポートします。

安心入居サポート

環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。
“安心入居サポート”では、そんな入居者様の不安解消のサポートをさせていただきます。

トラブル発生

☎0120-024-070

コールセンター

入居者様の過失や事故に対して会員価格で対応!

トラブル解決

手配をした専門業者がトラブルを解決します!

緊急駆けつけサービス

出張費
無料
60分

24時間
対応
365日

カギ



《例えば...》

- カギを紛失して自宅に入れない!
- 外出先にカギを忘れてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明書の提示が必要。
※ 合鍵の作製はできません。
※ マンションのオートロックは作業対象外です。

宿泊補助給付金 最大 10,000円(税込)

電気



《例えば...》

- 電気が切れてしまった!
- エアコンの調子が悪い!
- エアコンから水が漏れてくる!
- コンセントの調子が悪い!
- 突然ブレーカーが落ちた!

※ 特殊な電気機器(配電盤・分電盤等)の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応できる場合がございます。(停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。)
※ 建物設備以外は、サービス対象外となります。
※ ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは管理会社様へご連絡してください。

NEW!!

水まわり



《例えば...》

- 蛇口からの水漏れ!
- トイレのタンクが故障して水が出ない!
- 台所の詰まりで水が流れない!

ガス給湯器



《例えば...》

- お風呂のお湯が出ない!
- お風呂の温度が安定しない!

※ 緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできかねる場合がございます。
※ 機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡してください。

NEW!!

ガラス



《例えば...》

- 泥棒の侵入でガラスが割られた!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができません場合がございます。

管球交換



《例えば...》

- 管球交換の際、高い所で作業しづらい!
- 交換の方法が分からない!

NEW!!

在宅確認



《例えば...》

- 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配! 様子を見て来て!

※ あくまでも玄関前までの出動対応となります。
※ 部屋内に入ったの確認は一切行いません。

2022年4月より新たに、【電気】【ガス給湯器】【管球交換】サービスを追加しました。

生活相談サービス

24時間
受付
365日

健康・医療

専門カウンセラーが対応



《例えば...》

- 不意にケガをしてしまった、応急処置はどうすればいいの?
- 急な発熱、とりあえずどうしよう?
- ストレスがたまって精神的にまいってしまった!

※ 当社で直接対応はいたしません。 ※ 個別の相談料は実費となります。

ダイヤル案内

弁護士などをご案内



《例えば...》

- 訪問販売がしつこくてついつい契約をしてしまった!
- 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!

※ 当社で直接対応はいたしません。 ※ 個別の相談料は実費となります。
※ ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

バックアップサポート



もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら!
同じ部屋に住み続けるのは不安だと言う方のために
再入居費用として一律10万円(税込)を負担します。

※ 同管理会社様の物件再入居が条件となります。 ※ ご利用は契約期間中1回のみとなります。
※ 警察への被害届の申請が必要です。

自転車バックアップサポート

自転車修理補助金制度



《例えば...》

- パンクしてしまった! ○ チェーンが外れた!

等の修理代をバックアップいたします。
※ 修理補助金(上限2,000円(税込)まで)を会員期間中1回バックアップいたします。
※ 本サービスの会員規約に基づき、申請して頂くことが条件となります。

サービス運営会社: ジャパンベストレスキューシステム株式会社

24時間365日受付
フリーダイヤル



0120-024-070

会員のメリット

No.0000000000

項目	トラブル内容・対処方法	非会員	会員
カギ	カギを無くしてしまい、家に入れない → 特殊な工具でカギを開けてもらった	16,500円(税込)~	0円
水まわり	トイレを詰まらせてしまった → ローポンプを使用した詰まり解消作業	12,100円(税込)~	0円
水まわり	トイレタンクの故障 → トイレタンク内の金具調整	8,800円(税込)~	0円

※ 上記の料金は、あくまで目安となります。 ※ 60分以上の作業の場合、別途10分につき1,100円(税込)の作業料金がかかります。 ※ 部品が必要な場合は、別途部品代金が必要となります。

無償対応範囲と有償対応範囲について
○ 無償対応範囲→基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)→入居者様の過失によるトラブルを無償で対応いたします。 ○ 有償対応範囲→60分以上の超過作業料金(10分につき1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
○ 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

JBR NET 利用回数制限なし！全国で利用できる優待割引！

トラベル	グルメ	レジャー	くらし
割引補助サービスを利用してお得な旅に出よう！  海外 パッケージツアー 最大 10% off ベネフィット・ステーションパッケージツアーデスク	世界最大のピザチェーン。心を込めて焼上げます。  ご注文 2,500円以上で 500円 off ピザハット	混雑無しの完全指定席でゆったり鑑賞できる映画館。  MOVIX 特別団体鑑賞券 大人1枚 1,800円- 1,300円 MOVIX(ムービックス)	全国店舗で1日料金を最大55%OFF!  一般料金より 最大 55% off ニッポンレンタカー

ご利用につきましては、会員様専用ホームページにてご確認ください。

※ 上記の掲載内容は一部の対象施設です。 ※ ご利用方法につきましては、会員様専用ホームページにてご確認ください。
※ 掲載内容は予告なく、変更及び終了する場合がございます。 ※ 掲載内容は 2013 年 12 月時点の情報がです。

<https://www.jbr-members.com>

便利な会員証アプリ



住まいの緊急トラブルサポートアプリ

Living Link

リ ビ ン グ リ ン ク

無料

[会員専用アプリ]



いつでもどこでも
緊急連絡可能!!



スマホと一体で
安心便利な会員証!!



自分で見て、自分で解決
自己解決動画!!



状況説明の音声不要
WEBカメラ!!



アプリで確認
「トリセツ」機能搭載!!

**トラブル発生時には
アプリからTEL!!**

アプリを
ダウンロード
したら

お客様情報入力

- お名前(カタカナで入力)
- 電話番号(間の「-」無しで続けて入力)

以上の2項目を入力し、「確認」をタップ。
確認画面の表示後「登録」をタップすると完了です。

プッシュ通知表示でご利用開始!

アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全ての準備が完了です。アプリをご利用いただけます。ご利用開始の目安は、お客様情報登録から約2週間程度です。

アプリのダウンロードはこちらから

リビングリンク

検索

Available on the iPhone





ANDROID APP ON





24時間365日受付
フリーダイヤル

 **0120-024-070**

※お申込物件が新築の場合、ご署名ご捺印の上ご返送下さい

新築物件申込承諾書

申込者は下記新築物件を申込みにあたり下記事項を熟読のうえ申込みをするものとします。
ご了承頂きましたら下記、申込者欄に署名・捺印をお願い致します。

- 1 キャンセルを前提とした申込みはできません。必ず現地確認をしてからお申込下さい。
また、入居審査にお申込みをお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- 2 現在建築中につき、天候や、法定検査等により入居可能日が遅れる場合がございますのでご了承ください。又、募集図面と完成現況に相違がある場合現況を優先とし、その際に申込者よりキャンセルの申し出があった場合、申込みを解除することができます。
- 3 入居可能日については、建築会社より引渡し日のお知らせをもって、随時弊社担当者よりお申込みの皆様へ速やかに連絡致します。
- 4 原則、賃料発生は入居可能日となりますので、十分ご確認のうえ申込みください。
- 5 駐車場位置については、貸主指定となりますので、位置の希望は受付けておりません。
- 6 入居時の屋内電話配線工事が必要な場合もございます。その際の費用は電話利用者であるご利用者様の負担になります。配線工事内容・費用に関しては配線工事会社にお問い合わせください。
- 7 消費税の変更に伴い、駐車場料金等の金額が変更になる可能性もございます。予めご了承ください。

年 月 日

物件名

号室

申込者住所

氏名

印

管理会社 パナソニック ホームズ不動産株式会社 神奈川第二営業所